平成２７年（フ）第１７１４号
福岡市南区若久５丁目３番１号　若久病院、住民票上の住所福岡市博多区那珂５丁目６番14―502号
債務者　鈴木　久代
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１７号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原東２丁目４番３号ルームハイツ中原田　104号
債務者　武田　享士
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７１８号
福岡市東区高美台２丁目50番７―103号
債務者　村瀬　　央
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２０号
福岡市南区的場２丁目10番23号、前住所福岡市南区鶴田２丁目20番74号
債務者　黒木　明美
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３１号
福岡市南区井尻３丁目30番13―103号
債務者　柿内　浩美
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３７号
福岡市博多区東比恵３丁目18番２―204号
債務者　新川ひろみ
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７３９号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原西１丁目３番１号コーポマウンテン　203号
債務者　小島　晋吾
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７４８号
福岡市博多区博多駅南３丁目15番14―902号
債務者　田中　和也
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７５３号
福岡市城南区七隈７丁目４番５―205号
債務者　奈木野貴子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６０号
福岡市早良区有田５丁目24番30―403号
債務者　山下　晴男
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７６１号
福岡市西区内浜２丁目７番15号
債務者　熊本　京子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７７２号
福岡市東区香椎駅東１丁目27番30―202号
債務者　屋田　敏男
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１１９号
北海道苫小牧市柳町４丁目４番15号
債務者　高田　雅之
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第３２６号
北海道北斗市富川２丁目３番４―104号
債務者　川村　京子
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６７４号
仙台市泉区泉中央３丁目36番地の２　ウエストヒル101
債務者　佐藤　史穂
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４９号
鳥取県倉吉市海田西町２丁目36番地　オフタイム10　201号
債務者　山﨑　晴美（旧姓乾）
1　決定年月日時　平成27年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第８０９号
広島市中区基町18番１―847号
債務者　岡　ヨシエ
1　決定年月日時　平成27年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
広島地方裁判所民事第４部